

7-9 駿河湾地域の歪計算結果の訂正について

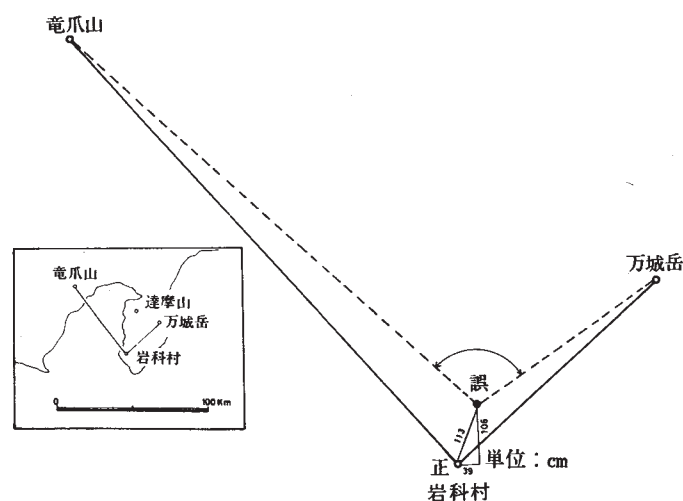
Revision of Horizontal Strain in and around Suruga Bay

国土地理院地殻調査部

Crustal Dynamics Department, Geographical Survey Institute

連絡会報第23巻末に掲載された駿河湾地域における測量結果の訂正について、説明が省略されていたので、今回あらためて説明する。

駿河湾を含む地域については、1884年及び1931年に三角測量が実施され、1973年以降は光波測距儀による距離測定を主体とする測量が行われているが、今回の問題は、1884年の測量における計算処理過程にある。この測量の際に、伊豆半島南西部の岩科村三角点において水平角観測が実施された。観測方向は竜爪山、達摩山及び万城岳各三角点方向である。観測結果から、竜爪山方向を基準とした達摩山及び万城岳の各方向が計算された。この時、万城岳方向に対しての目標の偏心を含んだ修正量が $-6.''69$ と計算されていたが、角度抜粋表に転記する際に $+6.''69$ としたものである。そのため、竜爪山三角点と万城岳三角点をはさむ角が $13.''38$ 大きく計算され、この値を使って算出した岩科村三角点が本来の位置にくらべて北北東に113cmずれた点に求められていたことが判明した(第1図)。このずれを成分に分けると、東方に39cm、北方に106cmとなる。



第1図 岩科村三角点の訂正前後の位置関係

Fig. 1 Relative position of Iwashinamura 1st order triangulation station before and after the revision.